

令和6年度

利根川水系土地改良調査管理

シャワー室改修工事

特 別 仕 様 書

(当初)

利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則

令和6年度 利根川水系土地改良調査管理 シャワー室改修工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書【建築工事編】」、「公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】」、「公共建築工事標準仕様書【機械設備工事編】」（以下「建築工事標準仕様書」という。）に基づいて実施するほか、建築工事標準仕様書に定めない事項は農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、建築工事標準仕様書、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、利根川水系土地改良調査管理事務所庁舎のシャワー室の改修工事を行うものである。

2. 工事場所

千葉県柏市根戸471 - 65

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

3. 工事概要

工事概要は下記のとおりである。

シャワー室改修 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等11日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝祭日及び、年末年始休暇を含んでいる。

2. 施工しない日

原則、土曜日、日曜日及び祝祭日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

なお、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする

3. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。

なお、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 工事監理者

本工事(建築)は、建築基準法第五条の六第4項に基づき、工事監理者を配置する。氏名等については、別に通知する。

5. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている90日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月12日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

6. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 第三者に対する措置

- (1) 本工事は、関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所内の工事であることから、庁舎職員及び外部関係者の出入りがある。工事に当たっては、周囲に十分配慮するとともに事故防止に努めること。
- (2) 工事場所周辺の民家及び通行人に対して悪影響を与える恐れがあるときは、監督職員と協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。

2. 現場管理

工事現場の管理は、標準仕様書によるほか、次の事項について遵守し、安全施工に努めなければならない。

- (1) 工事実施に影響を及ぼす事故、人命に関する事故もしくは第三者に損害を与える事故が発生したとき、又は発生する恐れのあるときは遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

3. 仮設備

工事に必要な仮設備は全て任意とするが、法令に基づき必要なものは受注者の負担と責任において実施する。

4. 工事用地等

工事車両の駐車、資機材の仮置きについては、当事務所の敷地を利用することができるが、使用に先立ち、使用期間、使用場所等について監督職員と打ち合わせるものとする。

5. 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第6章 工事用材料

1. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
アスファルト混合物	試験成績書
床材	試験成績書、カタログ、色見本
壁材	製作承認図
建具	試験成績書、色見本
内装材	試験成績書、カタログ、色見本
配線配管類	納入仕様書、カタログ
照明器具	納入仕様書、カタログ
空気換気設備器具	納入仕様書、カタログ
衛生設備器具	試験成績書、カタログ
その他材料（監督職員が指示するもの）	カタログ又は試験成績書

2. 監督職員の検査又は試験

- (1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受けるものとする。ただし、軽易な材料について

は、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

- (2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
- (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行うものとし、その場所の決定に当たっては、監督職員の承諾を得るものとする。なお、公的試験所（これに準ずる試験所を含む）で行う場合を除き、原則として監督職員の立会いを受けるものとする。
- (4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出するものとする。

3. 取扱い説明書及び保証書

電気製品等メーカー品及び二次製品で、取扱説明書及び保証書が添付されているものは、取扱説明書及び保証書（メーカー及び受注者連帯）を提出するものとする。

第7章 施 工

1. 一般事項

(1) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 受注者は監督職員が必要と認めて指示する作業段階毎に、その施工位置、施工状況及び段取等について監督職員の検査又は確認を受けなければならない。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン 13	舗装工
再生クラッシュラン	RC-40	路盤工

3. 建設資材等廃棄物の搬出

- (1) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を、本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処 理 施 設 名	住 所	受入時間	事業区分
アスファルト廃材	(株) 風見	千葉県野田市 瀬戸 95-91	7:00 ～17:00	中間処理
がれき類	(株) タケエイ 四街道リサイクルセンター	千葉県四街道市長岡 鴻ノ巣 272-1	8:00 ～17:00	中間処理

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりで

ある。

(1) 建築物に係る新築工事（新築・増築・修繕・模様替）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上屋構造部分・外装 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

5. 構造物撤去工

(1) 構造物取壊し工

- 1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員へ報告を行うものとする。
- 2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(2) 構造物撤去工

- 1) 再利用する構造物は、慎重に取り外しを行うとともに、損傷を与えないよう保管を行うものとする。

なお、再利用が不可と判断される場合は、監督職員と協議を行うものとする。

(3) 運搬処理工

- 1) 撤去物は事前に搬出量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

6. 原形復旧工

(1) 場内復旧

- 1) 受注者は工事用地として使用する前後に地盤高を測定し、その沈下量を監督職員へ報告するものとする。

なお、沈下量が大きい場合は、復旧方法等について監督職員と協議するものとする。

(2) アスファルト舗設工

- 1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。
表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK-3）126 リットル/100 m²以上を路盤面に均一に散布し、表層等との密着をはからなければならない。
- 2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

第8章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、1級又は2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者とは、次のものをいう。

- ・ 1級又は2級建築士の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

2. 施工管理

品質及び施工管理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事施工管理基準」、「機械設備工事施工管理基準」及び農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、これらに定められていない事項については、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得るものとする。

3. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

4. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」^(※)に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出

来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 9 章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- （１）第 2 章 4 に示す工事数量表に変更が生じた場合
- （２）振動・騒音対策の必要が生じた場合
- （３）材料の規格、数量に変更が生じた場合
- （４）第 7 章 2（１）に規定する再生資源等の利用方法に変更が生じた場合
- （５）産業廃棄物処理場及び処理方法、処理数量に変更が生じた場合
- （６）新たな産業廃棄物が出現した場合
- （７）第三者との協議により、仮設工法等の必要が生じた場合
- （８）交通誘導警備員が必要となった場合
- （９）その他監督職員が必要と認めたもの

第 10 章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-37 に基づき、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副 2 部
- ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は

仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

- ・営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

- ・労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示するものとする。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現

場管理費合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

5. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

(2) 発注者は契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

(4) 受注者は最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は、金額の妥当性を証明する金額計算書）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

6. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1～11の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、12～17については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

1) 洋式（洋風）便器

- 2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鍵と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を期日までに提出しない場合等は、変更の対象としない場合がある。

7. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第11章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
都 築 慶 剛 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	令和6年度 利根川水系土地改良調査管理 シャワー室改修工事
工 事 場 所	千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。